

高 槻 市 形 態 制 限

令和5年1月16日現在

用途地域		第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域 工業地域	市街化調整区域			
建ぺい率 (%)		50	60		80			60			
容積率 (%) (いずれか小さい方)		100	200		200	300	400	600	200		
		道路幅員(m)×40			道路幅員(m)×60			道路幅員(m)×40			
外壁の後退距離(m)		北側の隣地境界線から 1 *4	な し								
絶対高さ制限 (m)		10	な し								
斜 線 制 限	道路	勾 配			1.25/1			1.5/1		1.25/1	
		適用範囲(m)			20			25	20		
	隣地	立上り(m)			な し			20		20	
		勾 配			1.25/1			2.5/1		1.25/1	
	北側	立上り(m)			5						
		勾 配			1.25/1						
	高度地区	名 称			第一種高度地区	第二種高度地区		な し			
		立上り(m)			5		10				
		勾 配			6/10						
	日 影 規 制	対 象 建 築 物		軒高7mを超 又は3階以上		10mを超					
測 定 面 (m)		1.5	4			な し		4			
5mラインの時間		3	4	5				4			
10mラインの時間		2	2.5		3			2.5			
備 考		対象建築物の判断は建築物の位置の用途地域によるが、測定面及び時間は日影が生じる区域による。 *3									
防 火 準 防 火 法 2 2 条		法 2 2 条		準防火			防火	準防火	法 2 2 条 (近郊緑地保全区域 を除く)		

*1 都市再生緊急整備地域、市街地再開発事業区域、地区計画区域及び風致地区については、別途規制があります。

*2 建築協定を定めている地区があります。

*3 法56条の2第4項、5項を参照

*4 建築基準法関連Q&Aよくある質問 を参照してください。(高槻市ホームページ参照)